

# 上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金申請Q&A

令和6年6月1日更新

## 《1.奨励金申請全般》

### (1)申請書の提出について

|          |   |
|----------|---|
| Q1-(1)-1 | 奨励金の申請は、対象機器等の設置・完成後でないと申請できませんか。   |
| A1-(1)-1 | 事前申請は受け付けておりません。対象機器等の設置・完成後に申請してください。<br>ただし、添付書類がすべて揃っていないと受け付けできませんのでご注意ください。  |
| Q1-(1)-2 | 郵送で申請したいのですが。   |
| A1-(1)-2 | 必要書類を揃えてゼロカーボン推進室宛てに郵送してください。申請書類に不備があった場合は返送します。<br>※申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等を行っていないため全ての書類を返送します。予算額に達した場合は、その日にゼロカーボン推進室に届き、交付対象とするものを抽選で決定します。予算が少なくなった際に郵送を検討している方はご注意ください。 |
| Q1-(1)-3 | 代理申請は可能ですか。   |
| A1-(1)-3 | 委任状があれば可能です。<br>なお、事業者が代理申請する場合、担当者様の名刺を頂戴しております。   |
| Q1-(1)-4 | 申請書類に一部不備(不足)がありました。近いうちに持ってくるので受け付けてもらえますか。  |
| A1-(1)-4 | 申請書類の一部預かりはしておりません。<br>書類に不備(不足)があった場合、全ての書類を返送しますので、再度ご申請ください。   |
| Q1-(1)-5 | 申請者と設置・購入者が別でも申請できますか。  |
| A1-(1)-5 | 申請できません。<br>対象機器を設置・購入した方が申請して、奨励金の交付を受けてください。  |

### (2)補助の対象について

|          |  |
|----------|--|
| Q1-(2)-1 | 太陽光発電システムとHEMSなど、複数の申請を同時にできますか。   |
| A1-(2)-1 | 同一年度内において、一機器につき1回かつ、一世帯につき3つまで申請可能です。<br>その場合、申請書兼領収書は1枚で構いませんが、添付書類はそれぞれ必要になります。 |
| Q1-(2)-2 | 補助対象経費は税込みですか。   |
| A1-(2)-2 | 税込みの金額になります。   |
| Q1-(2)-3 | 購入業者は市内の販売店でないとイケませんか。   |
| A1-(2)-3 | 購入業者については、特に制限は設けておりません。   |

(3)申請書の添付書類について

| Q1-(3)-1                | <p>「領収書の写し又は販売証明書」とは、具体的にどのような書類ですか。</p>   |     |                       |       |        |                         |        |        |  |           |  |
|-------------------------|--|-----|-----------------------|-------|--------|-------------------------|--------|--------|--|-----------|--|
| A1-(3)-1                | <p>補助対象経費が記載されている領収書の写しを提出してください。</p> <p>上記を提出できない場合は、次のいずれかを提出してください(それぞれ2点必要)。</p> <p>(1)補助対象経費以外も含まれた領収書の場合<br/>         ①「領収書」<br/>         ②「内訳書(任意様式)」</p> <p>(2)領収書が発行されない場合<br/>         ①「販売証明書(指定様式)」</p>  |     |                       |       |        |                         |        |        |  |           |  |
| Q1-(3)-2                | <p>『市税に未納がないことの証明書』が取得できないのですが。</p>  |     |                       |       |        |                         |        |        |  |           |  |
| A1-(3)-2                | <p>『市税に未納がないことの証明書』を発行できない場合は、次の書類を添付してください。</p> <table border="1" data-bbox="225 728 1493 1323"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 728 858 790">対象者</th> <th data-bbox="863 728 1493 790">『市税に未納がないことの証明書』の代用書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 797 858 860">非課税の方</td> <td data-bbox="863 797 1493 860">非課税証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 866 858 954">転入したばかりで<br/>上尾市での課税がない方</td> <td data-bbox="863 866 1493 954">住民票の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 960 858 1084">未納がある方</td> <td data-bbox="863 960 1493 1084"> <p><b>再エネ・省エネ対策推進奨励金の申請ができません。</b><br/>                     ・納付書の再発行や納付状況についてのお問合せ<br/>                     ⇒納税課(本庁舎2F TEL 048-775-5194)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1090 858 1323">月初めの申請の場合</td> <td data-bbox="863 1090 1493 1323"> <p>下記のうち、1点を添付してください。<br/>                     ①「市税に未納がないことの証明書」<br/>                     ②「令和5年度の納税証明書 市県民税(個人)」<br/>                     ※市税に未納がないことの証明は本庁舎1F 証明書発行センターでのみ取得ができます。<br/>                     ※納税証明書 市県民税(個人)は令和5年度のものをお願いしています。年度間違いにご注意ください。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 対象者 | 『市税に未納がないことの証明書』の代用書類 | 非課税の方 | 非課税証明書 | 転入したばかりで<br>上尾市での課税がない方 | 住民票の写し | 未納がある方 | <p><b>再エネ・省エネ対策推進奨励金の申請ができません。</b><br/>                     ・納付書の再発行や納付状況についてのお問合せ<br/>                     ⇒納税課(本庁舎2F TEL 048-775-5194)</p> | 月初めの申請の場合 | <p>下記のうち、1点を添付してください。<br/>                     ①「市税に未納がないことの証明書」<br/>                     ②「令和5年度の納税証明書 市県民税(個人)」<br/>                     ※市税に未納がないことの証明は本庁舎1F 証明書発行センターでのみ取得ができます。<br/>                     ※納税証明書 市県民税(個人)は令和5年度のものをお願いしています。年度間違いにご注意ください。</p> |
| 対象者                     | 『市税に未納がないことの証明書』の代用書類  |     |                       |       |        |                         |        |        |  |           |  |
| 非課税の方                   | 非課税証明書   |     |                       |       |        |                         |        |        |  |           |  |
| 転入したばかりで<br>上尾市での課税がない方 | 住民票の写し   |     |                       |       |        |                         |        |        |  |           |  |
| 未納がある方                  | <p><b>再エネ・省エネ対策推進奨励金の申請ができません。</b><br/>                     ・納付書の再発行や納付状況についてのお問合せ<br/>                     ⇒納税課(本庁舎2F TEL 048-775-5194)</p>   |     |                       |       |        |                         |        |        |  |           |  |
| 月初めの申請の場合               | <p>下記のうち、1点を添付してください。<br/>                     ①「市税に未納がないことの証明書」<br/>                     ②「令和5年度の納税証明書 市県民税(個人)」<br/>                     ※市税に未納がないことの証明は本庁舎1F 証明書発行センターでのみ取得ができます。<br/>                     ※納税証明書 市県民税(個人)は令和5年度のものをお願いしています。年度間違いにご注意ください。</p>   |     |                       |       |        |                         |        |        |  |           |  |
| Q1-(3)-3                | <p>『市税に未納がないことの証明書』や代用書類は、本人でないと申請できませんか。</p>  |     |                       |       |        |                         |        |        |  |           |  |
| A1-(3)-3                | <p>委任状があれば、代理人でも申請することができます。</p> <p>※委任事項に、『「納税証明書(市税に未納がないことの証明書)」・「非課税証明書」・「住民票(本籍・続柄省略)」の4うち、補助金申請手続きに使用する証明書1通の申請に関すること』の記載が必要です。</p> <p>※代理人は、運転免許証などの本人確認書類をご準備ください。<br/>         (代理人記入欄の住所、氏名は、本人確認書類と同一のものを記入してください。)</p>   |     |                       |       |        |                         |        |        |  |           |  |

#### (4)その他

|          |  |
|----------|--|
| Q1-(4)-1 | 国や県の補助金と併用して申請することはできますか。  |
| A1-(4)-1 | 上尾市では、他の補助金と併用して申請することができます。<br>(※ 国や県の補助金については、直接、関係機関にお問合せください)        |
| Q1-(4)-2 | 予算残額を知りたい場合はどのようにしたら良いですか。   |
| A1-(4)-2 | ゼロカーボン推進室へお電話いただければお答えいたします。<br>また、残額が少なくなったら、ゼロカーボン推進室のホームページでもお知らせします。 |

### 《2.太陽光発電システム》

|          |  |
|----------|--|
| Q2-(2)-1 | 太陽光発電システムで、電気事業者との電力受給契約が全量買取りでも対象になりますか？  |
| A2-(2)-1 | 自家消費をした後の余剰電力の売電契約が対象となりますので、全量買取りは対象になりません。   |
| Q2-(2)-2 | 「購入電力量のお知らせ」はどのようにして手に入れることができますか。   |
| A2-(2)-2 | 専用のWebサイト「購入実績のお知らせサービス」利用し、「購入実績お知らせサービス ～購入電力量のお知らせ～」のページをプリントアウトして提出してください。<br>(※ 発電者情報及び発電設備情報を確認するため、「ユーザー情報」等のページでは受け付けられません。)   |
| Q2-(2)-3 | 専用のWebサイト「購入実績お知らせサービス」が利用できないのですが、代わりとなる書類はありますか。   |
| A2-(2)-3 | 次のいずれかをご提出いただくことで申請することができます。<br><br><b>《1点必要》</b><br>① 東京電力パワーグリッドの「Web申込サービス」サイト内の「 <b>工程照会</b> 」ページを印刷したもの<br>(※ 住所、氏名、発電設備出力、申込番号、系統連系完了年月日を確認します。)<br><br><b>《2点必要》</b><br>① 東京電力パワーグリッドの「受給契約申込受付サービス」より送付された、「 <b>【受給契約申込受付】系統連系完了のお知らせ</b> 」メールの本文を印刷したもの<br>① 東京電力パワーグリッドより送付された「新規ユーザー登録のお願い」(ハガキ)の写し<br>(※ 申込番号、系統連系日、受電地点特定番号を確認します。)<br>② 「 <b>接続契約のご案内</b> 」を印刷したもの<br>(※ 住所、氏名、発電設備出力、申込番号、受電地点特定番号を確認します。)<br><br>※ どちらも施工業者が確認できるものですので、詳細は施工業者にお問い合わせください。 |
| Q2-(2)-4 | 購入電力量のお知らせを印刷するのを忘れてしまいました。代わりに印刷してもらえますか。   |
| A2-(2)-4 | ゼロカーボン推進室で代わりに印刷することはできません。<br>スマートフォンやタブレットをお持ちのお客様は、近くのコンビニエンスストアで印刷できる場合がありますので、印刷してご提出ください。  |
| Q2-(2)-5 | カーポート一体型の太陽光発電システムは対象になりますか？   |
| A2-(2)-5 | 屋根に設置されていて建物に供給されるものであれば対象となります。   |

### 《3.電気自動車、燃料電池自動車、電動バイク》

|          |  |
|----------|--|
| Q3-(1)-1 | リース契約は対象になりますか？  |
| A3-(1)-1 | リース契約期間中に双方が解約の申し入れができないものが対象となります。  |
| Q3-(1)-2 | ローンで購入(またはリース契約)しているため、領収書が発行されないのですが。   |
| A3-(1)-2 | 領収書の代わりに「販売証明書」ご提出ください<br>※販売証明書は、任意様式としてゼロカーボン推進室のホームページからダウンロードできます。   |
| Q3-(1)-3 | 頭金のみを支払った領収書を添付書類として提出できますか。   |
| A3-(1)-3 | 可能です。ただし、交付申請額は領収書の金額の1/2または上限額(電気自動車は5万円/燃料電池自動車は30万円/電動バイクは1万円)の低い金額となります。そのため、頭金の1/2が上限額を超えない場合は、その金額になります。   |
| Q3-(1)-4 | 電動バイクはどのようなものが対象になりますか？  |
| A3-(1)-4 | 電動バイクは次の2つのどちらかを満たすものが交付対象となります。<br>①原動機付自転車であって、 <b>型式認定</b> を取得し、二輪のもの。<br>※型式認定の取得状況は販売店やメーカーに確認してください。<br>②搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする二輪の軽自動車。      |
| Q3-(1)-5 | 電動キックボードは対象になりますか？   |
| A3-(1)-5 | 電動キックボードは、エネルギー消費の効率化を図れるものではないため対象外となります。   |
| Q3-(1)-6 | 自動車検証記録事項を無くしてしまった。または持っていない。  |
| A3-(1)-6 | 埼玉運輸支局にお問い合わせいただき、再発行をお願いいたします。または自動車検証のICタグを読み取り、印刷してください。<br>※自動車検証記録事項の配布は令和5年1月から3年間と予定されています(変更の可能性あり)。<br>以降はお客様で自動車検証のICタグの読み取りをいただき、印刷をお願いします。 |

### 《4.HEMS》

|          |  |
|----------|--|
| Q4-(1)-1 | HEMSとはなんですか。   |
| A4-(1)-1 | 「ホームエネルギーマネジメントシステム(Home Energy Management System)」のことです。<br>エアコンや照明などの電気設備と繋ぎ、電気の使用量や発電量をモニターで「見える化」したり、電気設備を自動制御で適正化して、家庭で使うエネルギーを節約するためのシステムです。 |
| Q4-(1)-2 | どの機械がHEMSかわかりませんが、どのような写真を撮れば良いですか。  |

|          |   |
|----------|---|
| A4-(1)-2 | <p>HEMSは一般的に以下の3つの機器で構成されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①発電量や電力の使用量を計測する機器（家の中の壁に設置されているボックスをご確認ください。）</li> <li>②計測したデータを集約する機器（小さなボックスで線につながっています。）</li> <li>③集約したデータを見える化するモニター（発電量や現在の使用電気量等が確認できる画面です。）</li> </ul> <p>なお、メーカーによっては①の計測機器が分電盤と一体化していたり、②データの集約機器と③モニターが一体化している機器もあります。対象機器が不明な場合は、施工業者にお問い合わせください。</p> <p>③のモニターの写真は、画面がついた状態で撮影し、印刷したものを添付してください。</p> |
| Q4-(1)-3 | <p><b>購入したHEMSは、専用モニターがありませんが、補助金の対象になりますか。</b></p>   |
| A4-(1)-3 | <p>専用モニター以外を使用する場合は、HEMSコントローラーの写真、「見える化」しているスマートフォンやPC等の画面の写真の2点を添付してください。</p>   |
| Q4-(1)-4 | <p><b>『機器の仕様及び規格が判別できる書類の写し』とはどのような書類ですか。</b></p>   |
| A4-(1)-4 | <p>機器のパンフレットや、付属の取扱説明書の中の該当ページの写しをご準備ください（インターネット上のカタログの対象機器の仕様一覧でも構いません）。</p>  |